

令和3年10月15日(金)

令和3年度保健師中央会議および健康危機における保健師活動推進会議

令和元年度児童福祉法改正による 児童相談所における保健師必置について

厚生労働省 子ども家庭局
家庭福祉課 虐待防止対策推進室

照会先: 子ども家庭局家庭福祉課
虐待防止対策推進室
03-3595-2166(中川・長谷川)

児童虐待防止対策に関する現状・課題と対応

【現状】

令和2年度の児童相談所の相談対応件数は過去最多の205,029件（速報値）、一貫して増加。死亡事例（令和元年度78人）をはじめ痛ましい事案も発生。

【課題】

児童虐待の発生予防・早期発見

妊産婦から子育て期までの切れ目のない支援等を通じて、妊娠や子育ての不安、孤立等に対応し、児童虐待のリスクを早期に発見・減らす。

児童虐待発生時の迅速・的確な対応

児童の安全を確保するための初期対応等が迅速・的確に行われるよう、児童相談所や市町村の体制や権限の強化等を行う。

被虐待児童への自立支援

被虐待児童の家庭への復帰支援を強化するとともに、個々の児童の状況に応じた支援を実施し、将来の自立に結びつける。

【主な対策・取組】 ※令和元年に成立した法改正事項は下線部分

○体罰禁止規定の創設

○DV対策との連携強化規定の創設

- ・ 婦人相談所や配偶者暴力相談支援センターとの連携協力

○子育て世代包括支援センターの全国展開

- ・ 市町村への子育て世代包括支援センターの整備

○乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の状況確認の実施

○相談窓口等の周知・啓発

- ・ 児童相談所虐待対応ダイヤル（189）の無料化
- ・ 児童相談所相談専用ダイヤル（0120-189-783）の無料化

等

○児童相談所の体制強化等新プランによる体制強化

- ・ **2022年度までに児童福祉司の約2000人増**の大幅増員
- ・ **2022年度までに児童心理司の約800人増**
- ※児童福祉司及び児童心理司の増員目標を新プランから1年前倒しし、2021年年度までに、増員することとした。

○常時弁護士による指導・助言の下で対応するための規定の拡充

- ・ 法律関係業務を適切かつ円滑に行うための体制整備

○医師及び保健師の配置義務規定の創設

- ・ 医師（2020年4月1日現在204か所（93.2%））及び保健師（2020年4月1日現在127か所（58%））を**2022年4月1日から全ての児童相談所に配置（100%）**

○児童相談所の設置促進のための規定の創設

- ・ 児童相談所の管轄区域の基準（人口等）の創設
- ・ 中核市・特別区に対する施設整備、人材確保、育成支援等の措置

○市町村における相談体制の強化

- ・ 市区町村子ども家庭総合支援拠点（市町村における虐待相談の拠点）の設置促進（**2022年度末までに全市町村で設置（100%）**）

等

○家庭への復帰支援

- ・ 一時保護等の措置解除時の保護者等への相談支援

○家庭養育の推進

- ・ 里親委託の推進（里親を育成・支援する機関への補助の拡大）
（里親委託率について、**乳幼児は概ね2026年度まで（3歳未満は概ね2024年度まで）に75%以上、学童期以降は概ね2029年度までに50%以上**）
- ・ 特別養子縁組制度の推進（**概ね2026年度までに年間1,000人以上**）

- ・ 児童養護施設等の小規模かつ地域分散化などの推進（職員配置の拡充）

○自立支援

- ・ 児童養護施設等を退所した後の支援の充実（社会的養護自立支援事業や生活支援のための貸付事業の実施）

等

児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律(令和元年法律第46号)の概要

(令和元年6月19日成立・6月26日公布)

改正の趣旨

児童虐待防止対策の強化を図るため、児童の権利擁護、児童相談所の体制強化及び関係機関間の連携強化等の所要の措置を講ずる。

改正の概要

※下線部は衆議院による修正部分

1. 児童の権利擁護【①の一部は児童虐待の防止等に関する法律、それ以外は児童福祉法】

- ① 親権者は、児童のしつけに際して体罰を加えてはならないこととする。児童福祉施設の長等についても同様とする。
- ② 都道府県（児童相談所）の業務として、児童の安全確保を明文化する。
- ③ 児童福祉審議会において児童に意見聴取する場合においては、その児童の状況・環境等に配慮するものとする。

2. 児童相談所の体制強化及び関係機関間の連携強化等

(1) 児童相談所の体制強化等【①・⑥・⑦は児童虐待の防止等に関する法律、それ以外は児童福祉法】

- ① 都道府県は、一時保護等の介入的対応を行う職員と保護者支援を行う職員を分ける等の措置を講ずるものとする。
- ② 都道府県は、児童相談所が措置決定その他の法律関連業務について、常時弁護士による助言・指導の下で適切かつ円滑に行うため、弁護士の配置又はこれに準ずる措置を行うものとするとともに、**児童相談所に医師及び保健師を配置する。**
- ③ 都道府県は、児童相談所の行う業務の質の評価を行うことにより、その業務の質の向上に努めるものとする。
- ④ 児童福祉司の数は、人口、児童虐待相談対応件数等を総合的に勘案して政令で定める基準を標準として都道府県が定めるものとする。
- ⑤ 児童福祉司及びスーパーバイザーの任用要件の見直し、児童心理司の配置基準の法定化により、職員の資質の向上を図る。
- ⑥ 児童虐待を行った保護者について指導措置を行う場合は、児童虐待の再発を防止するため、医学的又は心理学的知見に基づく指導を行うよう努めるものとする。
- ⑦ 都道府県知事が施設入所等の措置を解除しようとするときの勘案要素として、児童の家庭環境を明文化する。

(2) 児童相談所の設置促進【①は児童福祉法、②・③は改正法附則】

- ① 児童相談所の管轄区域は、人口その他の社会的条件について政令で定める基準を参酌して都道府県が定めるものとする。
- ② 政府は、施行後5年間を目途に、中核市及び特別区が児童相談所を設置できるよう、施設整備、人材確保・育成の支援等の措置を講ずるものとする。
その支援を講ずるに当たっては、関係地方公共団体その他の関係団体との連携を図るものとする。
- ③ 政府は、施行後5年間を目途に、支援等の実施状況、児童相談所の設置状況及び児童虐待を巡る状況等を勘案し、施設整備、人材確保・育成の支援の在り方について検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。

(3) 関係機関間の連携強化

【①は児童福祉法、②～④・⑤の前段は児童虐待の防止等に関する法律、⑤の後段は配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律】

- ① 要保護児童対策地域協議会から情報提供等の求めがあった関係機関等は、これに応ずるよう努めなければならないものとする。
- ② 国及び地方公共団体は、関係地方公共団体相互間並びに市町村、児童相談所、福祉事務所、配偶者暴力相談支援センター、学校及び医療機関の間の連携強化のための体制の整備に努めなければならないものとする。
- ③ 児童虐待を受けた児童が住所等に移転する場合に、移転前の住所等を管轄する児童相談所長は移転先の児童相談所長に速やかに情報提供を行うとともに、情報提供を受けた児童相談所長は要保護児童対策地域協議会が速やかに情報交換を行うことができるための措置等を講ずるものとする。
- ④ 学校、教育委員会、児童福祉施設等の職員は、正当な理由なく、その職務上知り得た児童に関する秘密を漏らしてはならないこととする。
- ⑤ DV対策との連携強化のため、婦人相談所及び配偶者暴力相談支援センターの職員については、児童虐待の早期発見に努めることとし、児童相談所はDV被害者の保護のために、配偶者暴力相談支援センターと連携協力するよう努めるものとする。

3. 検討規定その他所要の規定の整備

- ① 児童福祉司の数の基準については、児童福祉司の数に対する児童虐待相談対応件数が過重なものとならないよう、必要な見直しが行われるものとする。
- ② 児童相談所職員の処遇改善、一時保護所等の量的拡充・一時保護の質的向上に係る方策等に対する国の支援等の在り方について、速やかに検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。
- ③ 民法上の懲戒権の在り方について、施行後2年を目途に検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。
- ④ 一時保護その他の措置に係る手続の在り方について、施行後1年を目途に検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。
- ⑤ 児童の意見表明権を保障する仕組みとして、児童の意見を聴く機会の確保、児童が自ら意見を述べる機会の確保、その機会に児童を支援する仕組みの構築、児童の権利を擁護する仕組みの構築その他の児童の権利擁護の在り方について、施行後2年を目途に検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。
- ⑥ 児童福祉の専門知識・技術を必要とする支援を行う者の資格の在り方その他資質の向上策について、施行後1年を目途に検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。
- ⑦ 児童虐待の防止等に関する施策の在り方について、施行後5年を目途に検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。
- ⑧ 通報の対象となるDVの形態及び保護命令の申立をすることができるDV被害者の範囲の拡大、DV加害者の地域社会における更生のための指導等の在り方について、公布後3年を目途に検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。
- ⑨ その他所要の規定の整備を行う。

施行期日

令和2年4月1日(3②及び⑧については公布日、2(1)②及び⑤の一部については令和4年4月1日、2(2)①は令和5年4月1日。)

児童相談所の医師・保健師の概要

1 医師・保健師の位置づけ

児童相談所の所員の中には、児童の健康及び心身の発達に関する専門的な知識及び技術を必要とする指導をつかさどる所員（医師又は保健師（※））が含まなければならない。（児童福祉法第12条の3）

※ 児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律（令和元年法律第46号）により、令和4年4月から医師及び保健師が含まなければならないこととなる。

2 医師・保健師の主な業務内容（児童相談所運営指針）

○ 医師

- (1) 診察、医学的検査等による子どもの診断
- (2) 子ども、保護者等に対する医学的見地からの指示、指導
- (3) 医学的治療
- (4) 脳波測定、理学療法等の指示及び監督
- (5) 児童心理司、心理療法担当職員等が行う心理療法等への必要な指導
- (6) 一時保護している子どもの健康管理
- (7) 医療機関や保健機関との情報交換や連絡調整

○ 保健師

- (1) 公衆衛生及び予防医学的知識の普及
- (2) 育児相談、1歳6か月児及び3歳児の精神発達面における精密健康診査における保健指導等、障害児や虐待を受けた子ども及びその家族等に対する在宅支援
- (3) 子どもの健康・発達面に関するアセスメントとケア及び一時保護している子どもの健康管理
- (4) 市町村保健センターや医療機関との情報交換や連絡調整及び関係機関との協働による子どもや家族への支援

3 人数等

全国の児童相談所に 医師：750名、保健師：190名（令和3年4月1日現在）が配置されている。

児童相談所における医師・保健師の配置状況

(児童相談所数 219か所)

○医師

配置児童相談所数	未配置児童相談所数
204か所 (93.2%)	15か所 (6.8%)
(参考) 常勤配置 42か所 (19.1%) 非常勤配置 188か所 (85.8%)	

○保健師

配置児童相談所数	未配置児童相談所数
127か所 (58.0%)	92か所 (42.0%)
(参考) 常勤配置 112か所 (51.1%) 非常勤配置 18か所 (0.8%)	

※ 医師・保健師両方配置児童相談所数 : 108か所 (50.2%)

【厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課調べ R2.4.1現在】